

改正案	現行
<p>第二十八条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭又は事務職員を置かないことができる。</p> <p>小学校には、前項のほか、<u>栄養教諭</u>その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。</p> <p>教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行なう。</p> <p>教諭は、児童の教育をつかさどる。</p> <p>養護教諭は、児童の養護をつかさどる。</p> <p><u>栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。</u></p> <p>事務職員は、事務に従事する。</p> <p>助教諭は、教諭の職務を助ける。</p> <p>講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。</p> <p>養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。</p> <p>特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。</p>	<p>第二十八条（同上）</p> <p>小学校には、前項のほか、必要な職員を置くことができる。</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p>

第五十一条 第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十二項まで及び第三十四条の規定は、高等学校に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第四十二条各号」と読み替えるものとする。

第五十一条の八 (略)

中等教育学校には、前項に規定するもののほか、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(略)

第五十一条の九 第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十二項まで、第三十四条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定は中等教育学校に、第四十四条から第四十五条の二まで、第四十八条及び第五十条の二の規定は中等教育学校の後期課程に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第五十一条の三各号」と読み替えるものとする。

(略)

(大学における修業年限)

第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

第五十一条 第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十一項まで及び第三十四条の規定は、高等学校に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第四十二条各号」と読み替えるものとする。

第五十一条の八 (略)

中等教育学校には、前項に規定するもののほか、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(略)

第五十一条の九 第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十二項まで、第三十四条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定は中等教育学校に、第四十四条から第四十五条の二まで、第四十八条及び第五十条の二の規定は中等教育学校の後期課程に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第五十一条の三各号」と読み替えるものとする。

(略)

(大学における修業年限)

第五十五条 (同上)

医学、歯学又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

第七十条 第二十八条第九項及び第五十条第五項の規定は、大学に、これを準用する。

第七十条の十 第二十八条第九項、第四十九条、第五十条第五項、第六十条（設置基準に係る部分に限る。）、第六十条の二、第六十四条、第六十八条の三、第六十九条、第六十九条の三（第三項を除く。）及び第六十九条の四から第六十九条の六までの規定は、高等専門学校に、これを準用する。

第八十二条 第二十八条第五項、第七項、第八項及び第十項から第十二項まで並びに第三十四条の規定は、幼稚園に、これを準用する。

第七十条 第二十八条第八項及び第五十条第五項の規定は、大学に、これを準用する。

第七十条の十 第二十八条第八項、第四十九条、第五十条第五項、第六十条（設置基準に係る部分に限る。）、第六十条の二、第六十四条、第六十八条の三、第六十九条、第六十九条の三（第三項を除く。）及び第六十九条の四から第六十九条の六までの規定は、高等専門学校に、これを準用する。

第八十二条 第二十八条第五項、第七項及び第九項から第十一項まで並びに第三十四条の規定は、幼稚園に、これを準用する。

改正案	現行
<p>第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第二条第三項の政令で定める者をいう。以下同じ。）の給料、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）、並びに講師（同法第十七条第二項</p>	<p>第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第二条第三項の政令で定める者をいう。以下同じ。）の給料、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）、並びに講師（同法第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）、</p>

に規定する非常勤の講師に限る。()の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償(次条において「報酬等」という。)は、都道府県の負担とする。

附則

3 当分の間、第一条中「学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。)」とあるのは「学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。)(のうち政令で定める者」と、「学校栄養職員及び事務職員」とあるのは「学校栄養職員のうち政令で定める者及び事務職員」とする。

の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償(次条において「報酬等」という。)は、都道府県の負担とする。

附則

3 当分の間、第一条中「学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の三に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。)」とあるのは「学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の三に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。)(のうち政令で定める者」と、「学校栄養職員及び事務職員」とあるのは「学校栄養職員のうち政令で定める者及び事務職員」とする。

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、<u>栄養教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。）をいう。</u></p> <p>3～5（略）</p> <p>（大学院修学休業の許可及びその要件等）</p> <p>第二十六条 公立の小学校等の教諭、養護教諭、<u>栄養教諭又は講師</u>で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。</p> <p>一 教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）に規定する教諭の専修免許状、<u>養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養教諭にあつては同法に規定する</u>養護教諭の専修免許状の取得を目的としていること。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。）をいう。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（大学院修学休業の許可及びその要件等）</p> <p>第二十六条 公立の小学校等の教諭、養護教諭又は講師で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。</p> <p>一 教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）に規定する教諭の専修免許状、養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状の取得を目的としていること。</p>

二 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（教育職員免許法に規定する教諭の一種免許状若しくは特別免許状、養護教諭の一種免許状又は栄養教諭の一種免許状であつて、同法別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされるものをいう。次号において同じ。）を有していること。

三 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状について、教育職員免許法別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第七に定める最低在職年数を満たしていること。

四（略）

2 大学院修学休業の許可を受けようとする教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師は、取得しようとする専修免許状の種類、在学しようとする大学の課程等及び大学院修学休業をしようとする期間を明らかにして、任命権者に対し、その許可を申請するものとする。

（大学院修学休業の効果）

第二十七条 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師は、地方公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2（略）

（大学院修学休業の許可の失効等）

第二十八条 大学院修学休業の許可は、当該大学院修学休業をしている教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、大学院修学休業をしている教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師が当該大学院修学休業の許可に係る大学院の課程等を退学したこ

二 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（教育職員免許法に規定する教諭の一種免許状若しくは特別免許状又は養護教諭の一種免許状であつて、同法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされるものをいう。次号において同じ。）を有していること。

三 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状について、教育職員免許法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七に定める最低在職年数を満たしていること。

四（略）

2 大学院修学休業の許可を受けようとする教諭、養護教諭又は講師は、取得しようとする専修免許状の種類、在学しようとする大学院の課程等及び大学院修学休業をしようとする期間を明らかにして、任命権者に対し、その許可を申請するものとする。

（大学院修学休業の効果）

第二十七条 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師は、地方公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2（略）

（大学院修学休業の許可の失効等）

第二十八条 大学院修学休業の許可は、当該大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師が当該大学院修学休業の許可に係る大学院の課程等を退学したことその他政

とその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。

令で定める事由に該当すると認めるときは、当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下学校という。）の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下教員という。）をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（免許）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 盲学校、聾学校及び養護学校の教員（養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭並びに盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科の教授を担任する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、盲学校、聾学校又は養護学校の教員の免許状のほか、盲学校、聾学校又は養護学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。</p> <p>4 中等教育学校の教員（養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。</p> <p>（種類）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下学校という。）の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（以下教員という。）をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（免許）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 盲学校、聾学校及び養護学校の教員（養護教諭及び養護助教諭並びに盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科の教授を担任する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、盲学校、聾学校又は養護学校の教員の免許状のほか、盲学校、聾学校又は養護学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。</p> <p>4 中等教育学校の教員（養護教諭及び養護助教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。</p> <p>（種類）</p>

第四条 (略)

2 普通免許状は、学校(中等教育学校を除く。)の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状)に区分する。

3~7 (略)

(授与)

第五条 普通免許状は、別表第一、第二若しくは第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、第二若しくは第二の二に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一~七 (略)

2~6 (略)

(教育職員検定)

第六条 (略)

2 学力及び実務の検定は、前条第二項及び第五項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三、第五、第六、第六の二、第七又は第八の定めるところによつて行わなければならない。

3 (略)

附則

1~3 (略)

4 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百十八号。以下「施行法」という。)第一条又は第二条の規定により免許状の交付又

第四条 (略)

2 普通免許状は、学校(中等教育学校を除く。)の種類ごとの教諭の免許状及び養護教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状)に区分する。

3~7 (略)

(授与)

第五条 普通免許状は、別表第一若しくは第二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一若しくは第二に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一~七 (略)

2~6 (略)

(教育職員検定)

第六条 (略)

2 学力及び実務の検定は、前条第二項及び第五項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三、第五、第六、第七又は第八の定めるところによつて行わなければならない。

3 (略)

附則

1~3 (略)

4 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百十八号。以下「施行法」という。)第一条又は第二条の規定により免許状の交付又

は授与を受けた者が、別表第三、第五、第六又は第七の規定により、それぞれの上級の免許状を受けようとする場合には、別表第三、第六若しくは第七の第三欄又は別表第五の第二欄に掲げる在職年数については、それぞれの表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けるために必要とする施行法第一条又は第二条の表の上欄に掲げる資格を得たのち、それぞれの表の第一欄に掲げる学校の教員（これに相当するものとして、文部科学省令で定める旧令による学校の校長及び教員、文部科学省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者並びに文部科学省令で定める官公庁又は私立学校において教育事務に従事する職員を含む。）として在職した年数を通算することができる。

5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。

(略)	番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	(略)				
	(略)				
	(略)				
	(略)				

備考

一・二 (略)

6～8 (略)

9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与

は授与を受けた者が、第六条第二項別表第三、第五、第六又は第七の規定により、それぞれの上級の免許状を受けようとする場合には、同項別表第三、第六若しくは第七の第三欄又は同項別表第五の第二欄に掲げる在職年数については、それぞれの表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けるために必要とする施行法第一条又は第二条の表の上欄に掲げる資格を得たのち、それぞれの表の第一欄に掲げる学校の教員（これに相当するものとして、文部科学省令で定める旧令による学校の校長及び教員、文部科学省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者並びに文部科学省令で定める官公庁又は私立学校において教育事務に従事する職員を含む。）として在職した年数を通算することができる。

5 第六条第二項別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。

(略)	番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	(略)				
	(略)				
	(略)				
	(略)				

備考

一・二 (略)

6～8 (略)

9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与

する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考

一 別表第一備考第一号並びに別表第三備考第六号の規定は、この表の場合について準用する。

二・三 (略)

10 (略)

11 別表第一の規定により高等学校教諭の工業の教科についての普通免許状の授与を受ける場合は、同表の高等学校教諭の免許状の項に掲げる教職に関する科目についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、当分の間、同表の規定にかかわらず、それぞれ当該免許状に係る教科に関する科目についての同数の単位の修得をもつて、これに替えることができる。

12 (略)

13 別表第六の所要資格の項第四欄に掲げる大学には、同表の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所を含むものとする。

14、17 (略)

18 次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者に限る。)に対して教育職員検定により次の表の第一欄

する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考

一 第五条第一項別表第一備考第一号並びに第六条第二項別表第三備考第六号の規定は、この表の場合について準用する。

二・三 (略)

10 (略)

11 第五条第一項別表第一の規定により高等学校教諭の工業の教科についての普通免許状の授与を受ける場合は、同表の高等学校教諭の免許状の項に掲げる教職に関する科目についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、当分の間、同表の規定にかかわらず、それぞれ当該免許状に係る教科に関する科目についての同数の単位の修得をもつて、これに替えることができる。

12 (略)

13 第六条第二項別表第六の所要資格の項第四欄に掲げる大学には、同表の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所を含むものとする。

14、17 (略)

(新設)

に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

栄	所要資格 受けようとする免許状の種類	第一欄
栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五條の三第四	基礎資格	第二欄
	第二欄に規定する基礎資格を取得した後、学校給食法第五条の三に規定する職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第三欄
	第二欄に規定する基礎資格を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数	第四欄

	養	教	諭
	一種免許状		
	号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。		栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。
	三		三
	一		八

備考

- 一 別表第一備考第一号及び別表第三備考第六号の規定は、この表の場合について準用する。
- 二 この表の規定により栄養教諭の免許状を受けようとする者が、この法律の規定により教諭又は養護教諭の普通免許状を有す

るときは、第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、第四欄中「一」とあり、及び「八」とあるのは、「二」と読み替えるものとする。

改正案

別表第一（第五条関係）

第一欄	第二欄	第三欄
(略)		

備考

一 (略)

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合において同様とする。）。

二の二 (略)

二の三 第二欄の「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有することと同等以上の資格を有すると認められた場合を含むものとする（別表第二の二の場合において同様とする。）。

三 (略)

四 この表の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合において同様とする。）。

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合において同様とする。）。

イ・ロ (略)

六 (略)

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合において同様とする。）。

八・九 (略)

現行

別表第一（第五条関係）

第一欄	第二欄	第三欄
(略)		

備考

一 (略)

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二の場合において同様とする。）。

二の二 (略)

二の三 第二欄の「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有することと同等以上の資格を有すると認められた場合を含むものとする。

三 (略)

四 この表の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二の場合において同様とする。）。

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二の場合において同様とする。）。

イ・ロ (略)

六 (略)

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする。

八・九 (略)

別表第二の二（第五条関係）

免許状の種類	栄 養 教 諭			所要資格	第一欄
	専修免許状	一種免許状	二種免許状		第二欄
基礎資格	修士の学位を有すること及び栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第一条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること及び栄養士法第一条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	大学において修得することを必要とする最低単位数	第三欄
	四	四	二	栄養に係る教育に関する科目	栄養に係る教職に関する科目
	一八	一八	一一	栄養に係る教育又は教職に関する科目	
二四					

備考
 一 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。
 二 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

（新設）

別表第三（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)			
備考			
<p>一 実務の検定は第三欄により、学力の検定は第四欄によるものとする（別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の場合においても同様とする。）。</p> <p>二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする（別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする。）。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 専修免許状に係る第四欄に定める単位数のうち十五単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする（別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする。）。</p> <p>五 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第四欄に定める単位数は、短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる（別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする。）。</p> <p>六 第四欄の単位数（第四号に規定するものを含む。）は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる（別表第四及び別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第七及び別表第八の第四欄の場合においても同様とする。）。</p> <p>七 この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者（小学校教諭の特別免許状を有する者でこの表の規定により小学校教諭の一種免許状の授与を受けようとするものを除く。）について、第三欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第四欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部科学省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる（別表第六及び別表第六の二の場合においても同様とする。）。</p>			
八〇十 (略)			

別表第三（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)			
備考			
<p>一 実務の検定は第三欄により、学力の検定は第四欄によるものとする（別表第六、別表第七及び別表第八の場合においても同様とする。）。</p> <p>二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする（別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする。）。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 専修免許状に係る第四欄に定める単位数のうち十五単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする（別表第五の第三欄並びに別表第六及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする。）。</p> <p>五 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第四欄に定める単位数は、短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる（別表第五の第三欄並びに別表第六及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする。）。</p> <p>六 第四欄の単位数（第四号に規定するものを含む。）は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる（別表第四及び別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第七及び別表第八の第四欄の場合においても同様とする。）。</p> <p>七 この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者（小学校教諭の特別免許状を有する者でこの表の規定により小学校教諭の一種免許状の授与を受けようとするものを除く。）について、第三欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第四欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部科学省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる（別表第六の場合においても同様とする。）。</p>			
八〇十 (略)			

別表第六の二（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	栄 養 教 諭		受 け よ う と す る 免 許 状 の 種 類
				一種免許状	専修免許状	
				一種免許状	専修免許状	所要資格 有することを 必要とする栄 養教諭の免許 状の種類
				二種免許状	一種免許状	第二欄に定める各免許状を取得した後、 栄養教諭として良好な勤務成績で勤 務した旨の実務証明責任者の証明を有 することを必要とする最低在職年数
				三	三	第二欄に定める各免許 状を取得した後、大学 において修得すること を必要とする最低単位 数
				四	一五	

備考 この表の規定により一種免許状を受けようとする者が、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けている場合においては、一種免許状の項第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、同項第四欄中「四」とあるのは、「八」と読み替えるものとする。

（新設）

学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（学校給食栄養管理者）</p> <p>第五条の三 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験^を有するものでなければならない。</p>	<p>（学校栄養職員）</p> <p>第五条の三 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識又は経験^を有するものでなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「教職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。） 、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）及び事務職員をいう。</p> <p>（公立の学校等における教職員の臨時的任用）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定は、公立の学校給食法第五条の二に規定する施設に勤務する学校栄養職員について準用する。この場合において、これらの項中「学校」とあるのは、「学校給食法第五条の二に規定する施設」と読み替えるものとする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「教職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。） 、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員（栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第一条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識又は経験を有し、かつ、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどるものをいう。以下同じ。）及び事務職員をいう。</p> <p>（公立の学校等における教職員の臨時的任用）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定は、公立の学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第五条の二に規定する施設に勤務する学校栄養職員について準用する。この場合において、これらの項中「学校」とあるのは、「学校給食法第五条の二に規定する施設」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用） 第四十七条の二 都道府県委員会は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、その任命に係る市町村の県費負担教職員（教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（同法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者（以下この項において「再任用職員」という。）を除く。）並びに講師（再任用職員及び非常勤の講師を除く。）に限る。）で次の各号のいずれにも該当するもの（同法第二十八条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）を免職し、引き続き当該都道府県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。）に採用することができる。</p> <p>一 （略） 二 （略） 三 四 （略）</p>	<p>（県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用） 第四十七条の二 都道府県委員会は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、その任命に係る市町村の県費負担教職員（教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭（同法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者（以下この項において「再任用職員」という。）を除く。）並びに講師（再任用職員及び非常勤の講師を除く。）に限る。）で次の各号のいずれにも該当するもの（同法第二十八条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）を免職し、引き続き当該都道府県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。）に採用することができる。</p> <p>一 （略） 二 （略） 三 四 （略）</p>

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。）<u>、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）<u>、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</u></u></p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。）<u>、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）<u>、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</u></u></p>

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「教職員」とは、校長及び教頭（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長及び教頭とし、特殊教育諸学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特殊教育諸学校の校長及び教頭とする。）、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）並びに事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。）（それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下同じ。）をいう。</p> <p>第八条の二 <u>栄養教諭及び学校栄養職員</u>（以下「<u>栄養教諭等</u>」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>第十三条の二 <u>栄養教諭等</u>の数は、学校給食を実施する特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「教職員」とは、校長及び教頭（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長及び教頭とし、特殊教育諸学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特殊教育諸学校の校長及び教頭とする。）、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員をいう。以下同じ。）並びに事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。）（それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下同じ。）をいう。</p> <p>第八条の二 <u>学校栄養職員</u>の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>第十三条の二 <u>学校栄養職員</u>の数は、学校給食を実施する特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。</p>

(教職員定数の算定に関する特例)

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。

- 一 (略)
- 二 小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程(第八条の二第三号の規定により栄養教諭等の数を算定する場合にあつては、共同調理場に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。)又は聾学校の小学部若しくは中学部において教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。

- 三 (略)
- 四 (略)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校(共同調理場を含む。)に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 (略)

(教職員定数の算定に関する特例)

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、寄宿舎指導員、学校栄養職員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。

- 一 (略)
- 二 小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程(第八条の二第三号の規定により学校栄養職員の数を算定する場合にあつては、共同調理場に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。)又は聾学校の小学部若しくは中学部において教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。

- 三 (略)
- 四 (略)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校(共同調理場を含む。)に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 (略)